

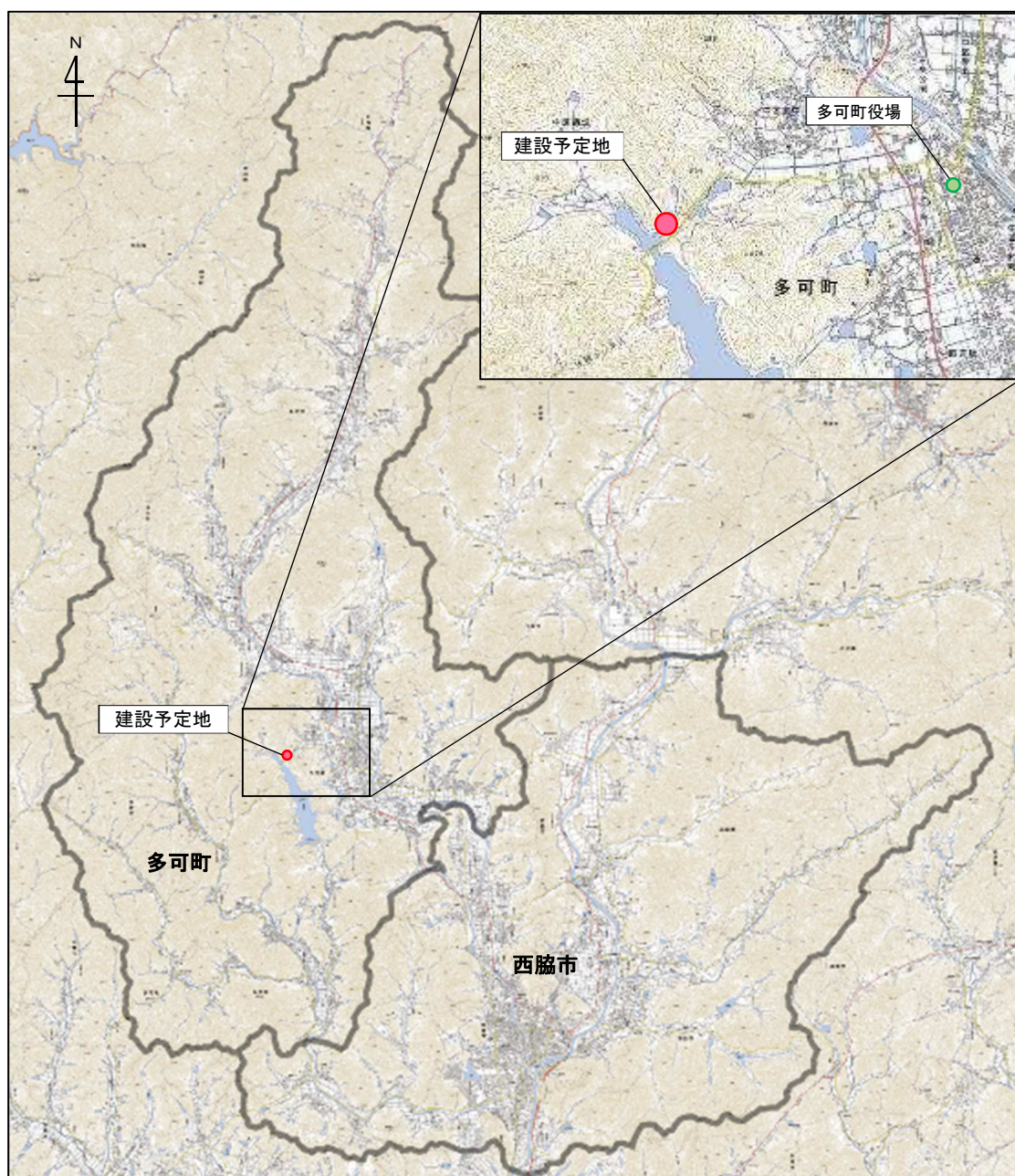
計画の基本条件の整理

建設予定地について

1 位置

建設予定地は、多可町役場から西に約 1.3km、山地斜面に囲まれた谷地で翠明湖の北端に隣接した位置となっています。建設予定地の位置を図表 1 - 1 に示します。

図表 1 - 1 建設予定地の位置



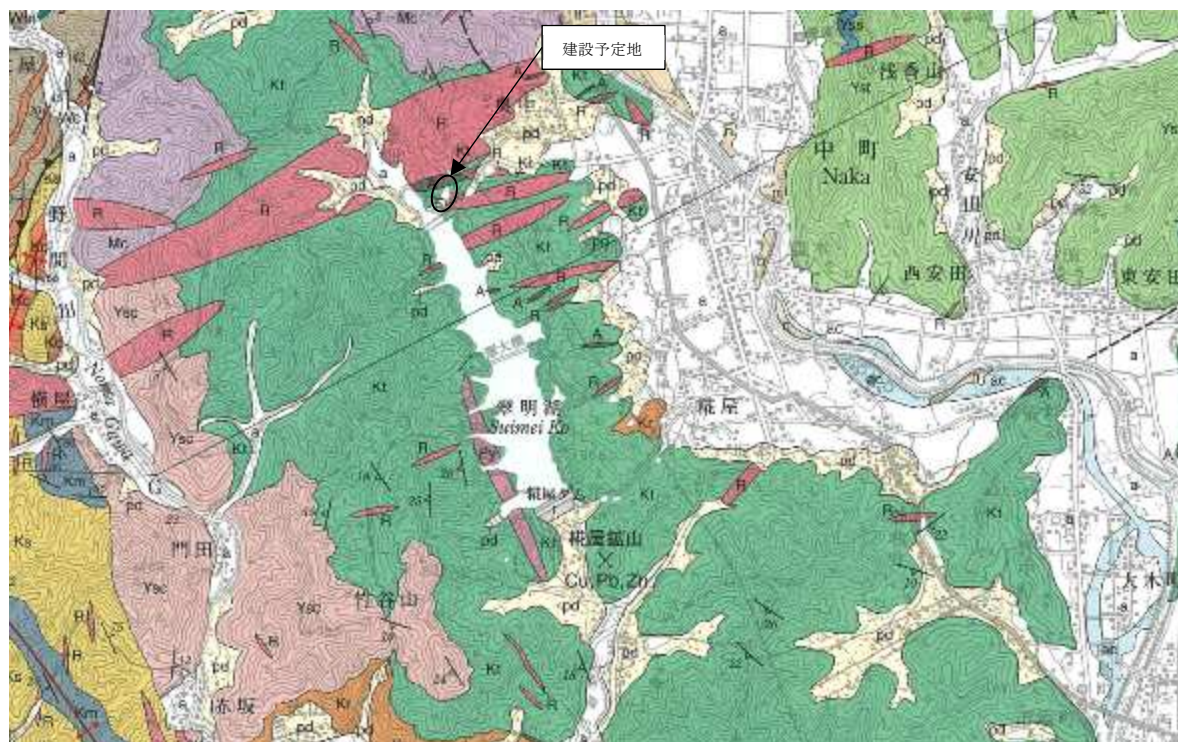
2 地質

建設予定地の付近に広く分布する後期白亜紀火山岩類は、岩相・岩質及び地質構造に基づいて10の類層（大河内層、栃原層、生野層、鴨川層、妙見山層、安田川層、篠ヶ峰層、七種山層、笠形山層、峰山層）に区分されます。

特に建設予定地に分布する鴨川層は、主に流紋岩—デイサイト凝灰岩及び火山礫凝灰岩で構成されており、流紋溶岩及び貫入岩も見られます。いずれも同様に変質しており、特に南部の地域ほどその傾向は著しく見られます。

基盤岩としては、鴨川層の溶結凝灰岩であり、里道沿いの切土斜面に露岩として見られます。全体的に亀裂が発達しており、風化による変質が進み、土砂化した軟質の岩盤が多く見られます。建設予定地周辺の地質を図表1-2に示します。

図表 1-2 建設予定地周辺の地質



A 安山岩及び石英閃緑斑岩
Andesite and quartz diorite porphyry

Kt 流紋岩—デイサイト凝灰岩及び火山礫凝灰岩（多くは溶結）
Rhyolite to dacite tuff and lapilli tuff (mostly welded)

R 流紋岩, デイサイト及び花崗斑岩
Rhyolite, dacite and granite porphyry

出典：地域質研究報告 5 万分の 1 地質図幅 生野 岡山 (12) 第 47 号より引用 2005 (平成 16) 年度地質調査総合センター (旧 地質調査所)

3 都市計画条件

建設予定地は都市計画区域（非線引）に位置します。

都市計画上の規制を図表 1－3 に示します。

図表 1－3 都市計画上の規制

| 事 項 | 規制内容 |
|--------|--------|
| 用途地域 | 指定なし |
| 防火地区 | 指定なし |
| 道路傾斜制限 | 1.5 |
| 建ぺい率 | 60%以下 |
| 容積率 | 200%以下 |

4 ユーティリティ条件

敷地周辺設備は以下のとおりです。

- ① 電気 : 電気第 1 柱まで引込み予定
- ② 用水 : 上水、井水、雨水等について検討
- ③ ガス : プロパンガス
- ④ 通信 : 通信第 1 柱まで引込み予定
- ⑤ 生活排水及びプラント排水 : 無放流

5 周辺道路交通状況

建設予定地の周辺道路交通量を図表 1－4 に示します。

図表 1－4 周辺道路交通量

| 周辺道路 | 南側 : 兵庫県道 295 号 八千代中線 | |
|---------|-----------------------|------------------|
| | 昼間 12 時間 自動車類交通量 | 24 時間 自動車類交通量 |
| 小型車 (台) | 1,369 | 1,656 |
| 大型車 (台) | 113 | 152 |
| 合計 (台) | 1,482 | 1,808 |
| 混雑度 | 0.24 | |

出典：道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス） 2015（平成 27）年度調査結果

また、奥中公民館における交通量及び車速調査結果を図表 1－5 に示します。

図表 1 - 5 交通量及び車速調査結果

| 調査地点 | 時間区分 | | 大型車 | 小型車 | 計 | 大型車混入率 | 平均車速 |
|-----------|------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | | (台/日) | (台/日) | (台/日) | (%) | (km/h) |
| 奥中 公民館 | 平日 | 昼間 | 123 | 1,458 | 1,581 | 7.8 | 48 |
| | | 夜間 | 9 | 36 | 45 | 20.0 | 51 |
| | | 1日 | 132 | 1,494 | 1,626 | 8.1 | 49 |
| | 休日 | 昼間 | 56 | 1,457 | 1,513 | 3.7 | 46 |
| | | 夜間 | 0 | 45 | 45 | 0.0 | 54 |
| | | 1日 | 56 | 1,502 | 1,558 | 3.6 | 48 |

出典：交通量調査 2021（令和2）年度生活環境影響調査結果より抜粋

6 関係法令

(1) 環境保全関係

環境保全関係の関係法令を図表 1-6 に示します。

図表 1-6 環境保全関係の関係法令

| 名 称 | 適用範囲等 | 適用の有無※ | 備 考 |
|------------------|--|--------|--------------------|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 処理能力が1日5t以上のごみ処理施設（ごみ焼却施設においては1時間当たり200kg以上又は火格子面積2㎡以上） | ○ | |
| 大気汚染防止法 | 火格子面積2㎡以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉を設置する場合 | ○ | |
| 水質汚濁防止法 | 処理能力が1時間当たり200kg以上又は火格子面積2㎡以上のごみ焼却施設から公共用水域に排出する場合 | × | 公共用水域への排出は予定していない。 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設で、公共用水域に1日当たり最大50㎡以上、廃水を排出する施設 | × | 公共用水域への排出は予定していない。 |
| 騒音規制法 | 指定地域の基準の遵守 原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び送風機を設置する場合、届が必要 | ○ | |
| 振動規制法 | 指定地域の基準の遵守 原動機の定格出力が7.5kW以上の空気圧縮機及び送風機を設置する場合、届が必要 | ○ | |
| 悪臭防止法 | 指定地域の基準の遵守 特定施設には該当しない。 | ○ | |
| 下水道法 | 処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積2㎡以上のごみ焼却施設で、公共下水道に排水を排出する場合 | × | 下水道への排出は予定していない。 |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で、焼却能力が1時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5㎡以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する場合 | ○ | |
| 土壌汚染対策法 | 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更を行うとき | ○ | |
| 多可町環境保全条例 | 工場等の設置に当たり業種によって様々な届出が必要 | ○ | |

※ ○：適用される、×：適用されない、△：現時点では不明

(2) 開発・建設関係

開発・建設関係の関係法令を図表1-7に示します。

図表1-7 開発・建設関係の関係法令

| 法律名 | 適用の有無※ | 計画予定地の適用範囲や指定状況等 |
|--------------------------|--------|--|
| 都市計画法 | ○ | 都市計画区域である。 |
| 河川法 | △ | 河川区域内での行為に許可が必要。 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | × | 急傾斜地崩壊危険区域外である。 |
| 宅地造成等規制法 | ○ | 宅地造成工事規制区域内である。 |
| 道路法 | △ | 道路区域内での行為に許可が必要。 |
| 自然公園法 | × | 国立公園又は国定公園の特別地域外、一般地域外である。多可町内の一部には指定地域がある（笠形山千ヶ峰県立自然公園区域図）が、計画予定地は指定地域外である。 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | × | 多可町の糶屋ダム翠明湖は対象区あるが、計画予定地は保護区域外である。 |
| 農地法 | × | 農地指定外である。 |
| 埋蔵文化財保護法 | △ | 埋蔵文化財包蔵地有無の確認が必要。 |
| 工業用水法 | × | 指定地域外である。 |
| 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | × | 適用外である。 |
| 建築基準法 | ○ | 建築物を建築しようとする場合は建築主事の確認が必要である。 |
| 消防法 | ○ | 建築物の防火に関して、消防署の同意が必要である。 |
| 航空法 | △ | 煙突高さを60m以上とする場合、物件の制限、航空障害灯等の設置対象外である。 |
| 電波法 | × | 電波障害防止区域外 である。 |
| 高圧ガス保安法 | △ | （設計時に判断）高圧ガスの貯蔵等を行う場合に適用される。 |
| 電気事業法 | △ | （設計時に判断）特別高圧受電、高圧受電容量50 kVA 以上の場合、自家発電設備を設置する及び非常予備発電装置を設置する場合に適用される。 |
| 労働安全衛生法 | ○ | 事業場の安全衛生管理体制等、新ごみ処理施設運営に関連記述が存在し、適用される。 |
| 自然環境保全法 | × | 自然環境保全区域外である。 |
| 森林法 | ○ | 地域森林計画対象民有林、保安林区域外であるが伐採時に適用される。 |
| 土砂災害防止法 | × | 土砂災害警戒区域外である。 |
| 砂防法 | × | 砂防指定区域外である。 |
| 地すべり等防止法 | × | 地すべり防止区域外である。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | × | 農用地区域外である。 |

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| 兵庫県 景観の形成等に関する条例（景観条例） | △ | 大規模建築物等について届出が必要。 大規模建築物等の中で特に規模の大きいものは事前協議が必要。 |
| 兵庫県 建築基準条例 | ○ | がけ地における建築行為に制限を受ける。 |
| 兵庫県 総合治水条例 | ○ | 流出量が増加する1 ha以上の開発を行う場合、重要調整池の設置が必要である。 |
| 兵庫県 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例） | ○ | 環境形成区域内で行う開発行為は、知事への通知が必要である。 2号区域においては開発区域内の森林保全面積に基準がある。 |

※ ○：適用される、×：適用されない、△：現時点では不明